

議案第 78 号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、杉並区教育委員会から杉並区教育委員会教育長に委任する事務の範囲を改める必要がある。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号シ中「及び第19条の2第1項」を「、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第4号シ中「及び第18条の2第1項」を「、第18条の2第1項及び第18条の2の2第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第10号に次のように加える。

ス 区講師規則第29条の2に規定する子育て部分休暇の承認

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(委任事務) 第2条 略 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務は、教育長に委任する。 (1)及び(2) 略 (3) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～サ 略 シ 学校職員勤務時間条例第18条第1項、第19条第1項、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項の規定による学校教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認 (4) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～サ 略 シ 幼稚園勤務時間条例第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項及び第18条の2の2第1項の規定による幼稚園教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認 (5)～(9) 略 (10) 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号。以下「区講師規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～シ 略 ス 区講師規則第29条の2に規定する子育て部分休暇の承認 (11)及び(12) 略 3 略	(委任事務) 第2条 略 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事務は、教育長に委任する。 (1)及び(2) 略 (3) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～サ 略 シ 学校職員勤務時間条例第18条第1項、第19条第1項及び第19条の2第1項の規定による学校教育職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認 (4) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園勤務時間条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～サ 略 シ 幼稚園勤務時間条例第17条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による幼稚園教育職員の特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認 (5)～(9) 略 (10) 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号。以下「区講師規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア～シ 略 (11)及び(12) 略 3 略